

## 明朗日本=清き一票

この一票捨てまい

売るまい汚すまい

## 興亡かけた此の一戦

## 選舉は公明正大に

## ◎日本の現状

終戦時に比較すると、食糧事情もよくなつたし、衣服類も見違えるようになり又都会では高層建築が次々と建てられ目覚しい発達を遂げました。併しこれ等は本当の日本の復興の姿でしょうか、それとも根のない日本の「あだ花」の姿で、どうか大半の領土を失い繩めき合う人口を抱く只再建の礎であります。

「人間は諦めが肝心」と言います。が又考えようによつてはこれ程危険なものはありません。如何に日本の現状が危険な状態にあつても之を救う途は必ずある筈です否それは至つて簡単あります。即ち議会政治の日本につては選舉に臨む國民の清淨な精神とをして投す否それは至つて簡単であること。

①日本国民であること  
②年令が満二十才以上であること  
③同一市町に三ヶ月以上住所を有していること

一、投票の出来る人の資格  
(被選舉権)

①衆議院議員 年令二十  
五才以上のもの  
②知事 年令三十  
才以上のもの

二、立候補出来る人の資格  
(被選舉権)

①衆議院議員 年令二十  
五才以上のもの  
②知事 年令三十  
才以上のもの

三、選舉人名簿  
③県会議員 年令二十五  
才以上のもの  
④市会議員  
⑤教育委員  
⑥立候補者

四、投票の方法  
①選舉の当日投票所に行つて投票をする。  
②不在者投票  
投票当日病気、妊娠、不具等で歩けないとか、やむを得ない用務等で居られない見込みの者は投票

五、選舉運動  
選舉運動は當選を目的として候補者の政見や人物を選舉人に充分知らせる

六、違法事項 (処罰される)

が教育者という地位を利用して選舉運動をすることは出来ない。

②学校の先生は児童、生徒、学生等に対して自分

が選舉運動を行つたあと当選する

